

## 5 精神保健の概況

### (1) 精神科病院

本県における精神病床数は、平成30年6月30日現在で5,359床であり、人口万対病床数は37.1である。また、平成30年6月30日現在の在院患者数は4,784人であり、病床利用率は89.3%となっている。

表4-35 精神病床数の状況（各年6月30日時点）

（単位：床、人、％）

年	人口(千人)	病床数	人口万対病床数	在院患者数	病床利用率(%)
H26	1,420	5,412	38.1	4,964	91.7
H27	1,427	5,412	37.9	4,911	90.7
H28	1,434	5,416	37.8	4,861	89.8
H29	1,442	5,416	37.6	4,855	89.6
H30	1,446	5,359	37.1	4,784	89.3

資料：精神保健福祉資料、沖縄県推計人口

表4-36 精神科病院等の状況（各年6月30日時点）

（単位：床、人、％）

年	区分	国	県立	医療法人	計
H26	病院数	2	4	19	25
	精神科病床数	366	350	4,696	5,412
	在院患者数	292	273	4,399	4,964
	病床利用率	79.8	78.0	93.7	91.7
H27	病院数	2	4	19	25
	精神科病床数	366	350	4,696	5,412
	在院患者数	294	269	4,348	4,911
	病床利用率	80.3	76.9	92.6	90.7
H28	病院数	2	4	19	25
	精神科病床数	366	354	4,696	5,416
	在院患者数	294	275	4,292	4,861
	病床利用率	80.3	77.7	91.4	89.8
H29	病院数	2	4	19	25
	精神科病床数	366	354	4,696	5,416
	在院患者数	308	257	4,289	4,854
	病床利用率	84.2	72.6	91.3	89.6
H30	病院数	2	4	19	25
	精神科病床数	366	338	4,655	5,359
	在院患者数	279	251	4,254	4,784
	病床利用率	76.2	74.3	91.4	89.3

資料：精神保健福祉資料

(2) 精神科在院患者の状況

a 入院形態別

入院形態別では、措置入院が20人(0.4%)、医療保護入院が2,079人(43.5%)、任意入院が2,648人(55.4%)、応急入院や鑑定入院等、その他の入院が37人(0.8%)となっている。

**表4-37 入院形態別在院患者数(各年6月30日時点)**

(単位:人、%)

年	在院患者数	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他の入院
H26	4,965 (100.0)	19 (0.4)	2,159 (43.5)	2,751 (55.4)	36 (0.7)
H27	4,911 (100.0)	21 (0.4)	2,105 (42.9)	2,750 (56.0)	35 (0.7)
H28	4,861 (100.0)	23 (0.5)	2,045 (42.1)	2,767 (56.9)	26 (0.5)
H29	4,854 (100.0)	35 (0.7)	2,047 (42.2)	2,735 (56.3)	37 (0.8)
H30	4,784 (100.0)	20 (0.4)	2,079 (43.5)	2,648 (55.4)	37 (0.8)

( )内は在院患者数に占める割合を示す。

資料:精神保健福祉資料

b 在院期間別

在院期間が1年以上の患者数は平成26年の3,047人に比べ、平成30年は314人減の2,733人と減少傾向にあり、在院患者に占める割合では、61.4%から57.1%に低下している。

**表4-38 在院期間別患者数(各年6月30日時点)**

(単位:人、%)

年	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計
H26	480 (9.7)	551 (11.1)	403 (8.1)	484 (9.7)	1,557 (31.4)	700 (14.1)	467 (9.4)	323 (6.5)	4,965 (100.0)
H27	478 (9.7)	567 (11.5)	419 (8.5)	517 (10.5)	1,481 (30.2)	671 (13.7)	457 (9.3)	321 (6.5)	4,911 (100.0)
H28	606 (12.5)	541 (11.1)	438 (9.0)	481 (9.9)	1,438 (29.6)	668 (13.7)	418 (8.6)	271 (5.6)	4,861 (100.0)
H29	513 (10.6)	637 (13.1)	431 (8.9)	497 (10.2)	1,466 (30.2)	626 (12.9)	396 (8.2)	288 (5.9)	4,854 (100.0)
H30	502 (10.5)	594 (12.4)	453 (9.5)	502 (10.5)	1,473 (30.8)	619 (12.9)	383 (8.0)	258 (5.4)	4,784 (100.0)

( )内は在院患者に占める割合を示す。

資料:精神保健福祉資料

c 年齢階級

在院患者の年齢階級別内訳と推移は、表4-39のとおりである。

**表4-39 年齢階級別患者数(各年6月30日時点)**

(単位:人、%)

年	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	合計
H26	18 (0.4)	390 (7.9)	2,299 (46.3)	1,002 (20.2)	1,256 (25.3)	4,965 (100.0)
H27	14 (0.3)	368 (7.5)	2,191 (44.6)	1,032 (21.0)	1,306 (26.6)	4,911 (100.0)
H28	20 (0.4)	385 (7.9)	2,074 (42.7)	1,093 (22.5)	1,289 (26.5)	4,861 (100.0)
H29	13 (0.3)	376 (7.7)	1,986 (40.9)	1,126 (23.2)	1,353 (27.9)	4,854 (100.0)
H30	19 (0.4)	337 (7.0)	1,897 (39.7)	1,169 (24.4)	1,362 (28.5)	4,784 (100.0)

( )内は在院患者に占める割合を示す。

資料:精神保健福祉資料

d 疾病分類別

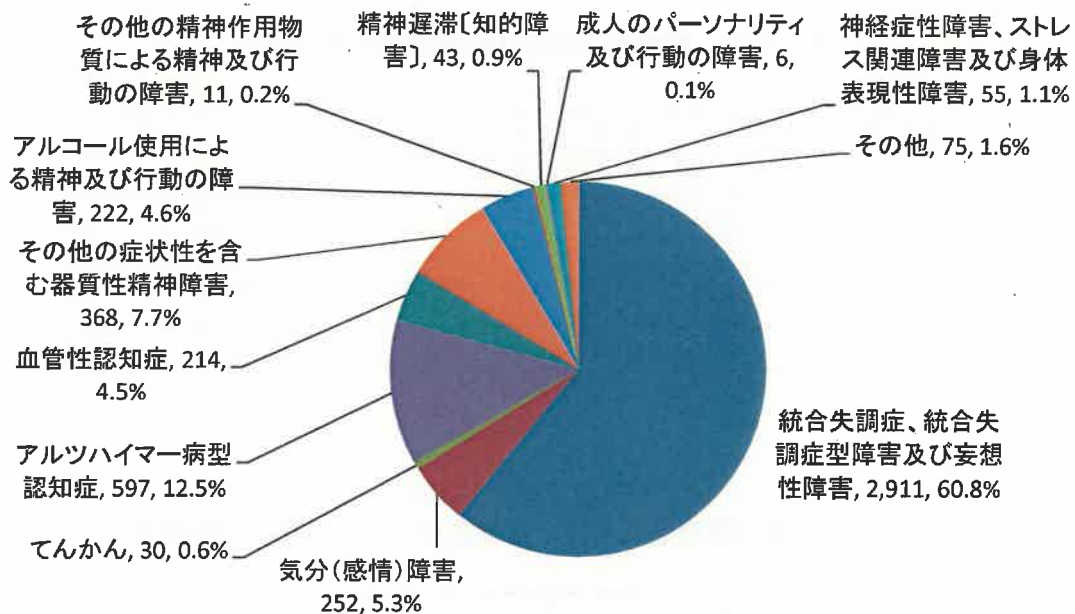
在院患者の疾病分類別の内訳は表4-40のとおりである。

表4-40 疾病分類別在院患者数（各年6月30日時点）

診断名	H26	H27	H28	H29	H30
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	3,146	3,130	3,079	3,105	2,911
気分(感情)障害	244	259	238	223	252
てんかん	28	35	36	32	30
症状性を含む器質性精神障害	1,119	1,114	1,149	1,136	1,179
アルツハイマー病型認知症	493	489	505	501	597
血管性認知症	239	223	165	168	214
その他の症状性を含む器質性精神障害	387	402	479	467	368
精神作用物質による精神及び行動の障害	227	210	190	193	233
アルコール使用による精神及び行動の障害	222	205	181	181	222
その他の精神作用物質による精神及び行動の障害	5	5	9	12	11
精神遅滞[知的障害]	19	23	19	25	43
成人のパーソナリティ及び行動の障害	8	6	8	7	6
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	48	48	69	59	55
その他	126	86	73	74	75
合計	4,965	4,911	4,861	4,854	4,784

資料:精神保健福祉資料

図4-5 疾病分類別在院患者内訳（平成30年6月30日現在）



(3) 措置入院の状況

表4-41 措置入院患者の状況

(単位:人)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規措置患者数	95	73	87	92	102	95
措置解除者数	111	75	75	104	101	93
前年度末措置患者数	38	22	20	32	20	21

※緊急措置入院は除く。

表4-42 精神障害者措置診察申請・通報の届出状況

(単位:件、%)

申請・通報・届出 (精神保健福祉法)	H28年度					H29年度					H30年度				
	件数	診察結果				件数	診察結果				件数	診察結果			
		計	要措置	措置不要	措置率		計	要措置	措置不要	措置率		計	要措置	措置不要	措置率
一般からの申請(第22条)	3	3	3	-	100.0	6	3	3	-	100.0	1	1	-	1	0.0
警察官の通報(第23条)	151	44	37	7	84.1	145	66	52	14	78.8	122	49	39	10	79.6
検察官の通報(第24条)	64	58	49	9	84.5	49	47	43	4	91.5	53	52	50	2	96.2
保護観察所の長の通報(第25条)	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	1	1	-	1	0.0
矯正施設の長の通報(第26条)	117	2	2	-	100.0	85	4	3	1	75.0	97	6	5	1	83.3
精神科病院管理者の届出(第26条の2)	2	2	1	1	50.0	1	1	1	-	100.0	1	1	1	-	100.0
医療観察法対象者に係る通報(第26条の3)	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0
計	337	109	92	17	84.4	286	121	102	19	84.3	275	110	95	15	86.4
法29条の2に基づくもの	3	3	3	-	100.0	6	6	6	-	100.0	-	-	-	-	0.0

(4) 通院患者の状況

表4-43 通院患者数及び公費通院申請の状況

(単位:人、件)

	申請件数	新規	再認定	変更	承認	否
H26	44,159	6,631	31,385	6,138	44,154	5
H27	46,538	7,003	32,958	6,571	46,532	6
H28	48,436	7,168	34,414	6,840	48,422	14
H29	50,521	7,561	36,031	6,920	50,512	9
H30	52,495	7,634	37,305	7,524	52,463	32

(5) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の社会復帰促進を目的に平成7年10月から開始された制度である。

表4-44 精神障害者保健福祉手帳交付状況(平成30年度末現在)

(単位:件)

	申請		交付状況				不承認
	医師の診断書	障害年金証書の写し	1級	2級	3級	計	
H27	8,780	1,427	2,567	4,306	1,448	8,321	28
H28	8,612	1,509	2,366	4,163	1,508	8,037	49
H29	9,656	1,420	2,704	4,671	1,681	9,056	33
H30	9,632	1,550	2,435	4,763	1,686	8,884	57
年度末交付者数			8,573	16,587	5,160	30,320	

※申請件数内の保留分は除く。

※年度末交付者数欄は、平成30年度末時点の有効手帳数を記載

(6) 医療費

a 入院医療費

精神保健福祉法第29条による措置入院及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第156条及び沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用に関する政令による入院医療費の支払件数及び支払金額の推移は表4-46のとおりである。

表4-45 年度別入院医療費支払件数及び支払金額

(単位:件、千円)

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
支払件数	措置入院	349	353	428	447	390
	特別措置	6,324	5,945	5,477	4,870	4,312
	計	6,673	6,298	5,905	5,317	4,702
支払金額	措置入院	98,374	93,119	119,551	121,355	118,742
	特別措置	584,032	536,622	500,953	461,411	417,200
	計	682,406	629,741	620,504	582,766	535,942

b 通院医療費

通院医療公費負担の支払い件数及び支払金額の推移は、表4-47のとおりである。

表4-46 年度別通院医療費支払件数及び支払金額

(単位:件、千円)

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
支払件数	精神通院医療	585,426	609,903	629,953	657,585	678,670
	特別措置	455,285	475,792	489,898	510,597	530,624
	計	1,040,711	1,085,695	1,119,851	1,168,182	1,209,294
支払金額	精神通院医療	6,504,530	6,756,419	6,853,803	7,225,985	7,271,657
	特別措置	652,949	674,576	681,763	719,008	733,304
	計	7,157,479	7,430,995	7,535,566	7,944,993	8,004,961

(7) 精神保健指定医(精神科病床を有する医療機関)

精神保健指定医は法律に基づき、重症の精神障害者を、本人の意思によらない強制入院、隔離などの行動制限の判定を行うことから、患者の人権にも十分に配慮した医療を行うために必要な資質を備えていることが求められており、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を修了した医師のうちから、厚生労働大臣が指定している。

表4-47 精神科病床を有する医療機関に従事する精神保健指定医の状況(平成30年6月30日現在)

(単位:人)

	北部	中部	南部	宮古	八重山	計
常勤	6	44	100	1	1	152
非常勤(常勤換算)	3.0	5.5	12.2	0.0	0.0	20.7

資料:精神保健福祉資料

(8) 精神保健福祉活動

a 総合精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する総合的な機関として、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、教育研修、調査研究ならびに相談指導、診療業務を実施すると共に保健所及び関係機関に対し技術指導、技術援助を行っている。昭和51年9月から、回復途上にある精神障害者に対し、円滑な社会復帰を促進するためのデイケア事業を行ってきた。平成17年度から平成28年度6月までは、うつ病を対象にしたデイケアを実施し、病気からの回復支援、復職支援を行った。平成28年度10月には薬物・アルコール依存症ショートケア、11月からはひきこもりデイケアを開設した。また、同年、沖縄県ひきこもり専門支援センター(成人期)を開所し、相談支援をスタートさせた。

精神保健福祉法の改正により、平成14年4月から、精神医療審査会の事務及び診断書による通院医療公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を実施している。

表4-48 総合精神保健福祉センター事業実績

(単位:件、人、回)

事業	指導 援助	教育研修		普及啓発		こころの 電話 相談	来所相談		組織育成				デイケア ※1		ひきこもり専門支援 センター(電話・ 来所・訪問等)※2	
									患者会	家族会	断酒会	その他				
									人員	支援 件数	支援 件数	支援 件数				
単位	件数	件数	延人員	回数	延人員	延人員	実	延	支援 件数	支援 件数	支援 件数	支援 件数	実	延	実	延
H26	140	99	3,286	49	7,534	1,472	142	169	12	-	-	12	36	576		
H27	263	94	1,798	10	3,413	1,630	104	124	12	12	1	25	39	641		
H28	156	108	1,109	4	2,815	1,644	91	101	-	12	-	-	20	184	154	612
H29	162	113	833	4	2,438	1,951	130	198	2	16	2	-	20	297	182	1,479
H30	145	33	1,237	6	3,169	2,145	118	154	-	12	2	-	23	363	188	2,018

資料:衛生行政報告例

※1 デイケアは、薬物・アルコール依存症ショートケアとひきこもりデイケアの件数

※2 ひきこもり専門支援センター(電話・来所・訪問等)の平成28年度における実人員、延人員に関しては、平成28年10月4日開所から平成29年3月31日までの数

b 保健所

保健所に精神保健福祉相談員を配置するとともに、保健師と連携を密にし、在宅患者に対して相談及び訪問指導を行っている。その状況は、表4-49のとおりである。

表4-49 保健所における相談指導及び訪問指導状況(平成30年度)

(単位:人)

	北部保健所		中部保健所		南部保健所		宮古保健所		八重山保健所		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
相談指導	197	425	179	3,409	623	2,077	165	410	147	580	1,311	6,901
訪問指導	70	193	111	575	99	333	46	213	24	85	350	1,399
計	267	618	290	3,984	722	2,410	211	623	171	665	1,661	8,300

資料:保健所報告

※ 相談指導に関しては電話相談等を含めた数

※ 那覇市は平成25年度より中核市となり、那覇市保健所で相談事業を実施のため数に含まれていない。

(9) 自殺対策事業

a 自殺者の推移

自殺者数は平成10年以降300人を超える状況が続いていたが、平成24年に300人を下回った。平成24年以降は300人を下回った状況が続いており、平成30年の自殺者数は221人、人口10万対の自殺死亡率では15.4と減少傾向にある。

表4-50 自殺者の推移

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
自殺者数	総数	328	350	318	328	374	319	328	383	353	379	285	292	287	294	269	243	221
	男	266	276	259	268	292	250	249	293	260	297	224	227	214	224	211	193	172
	女	62	74	59	60	82	69	79	90	93	82	61	65	73	70	58	50	49
自殺死亡率	総数	24.6	26.1	23.5	24.2	27.5	23.4	24.0	27.9	25.5	27.2	20.3	20.8	20.3	20.7	18.9	17.0	15.4
	男	40.7	41.9	39.1	40.3	43.7	37.4	37.2	43.5	38.3	43.5	32.6	32.9	30.9	32.1	30.1	27.5	24.5
	女	9.1	10.8	8.6	8.7	11.8	9.9	11.3	12.8	13.2	11.5	8.5	9.1	10.1	9.7	8.0	6.9	6.7

資料:衛生統計年報

## b 沖縄県自殺総合対策行動計画

自殺対策は行政をはじめ、民間の関係機関・団体等が相互に連携し、総合的に推進していく必要があることから、県では、平成20年3月に「自殺総合対策行動計画」を策定した。同計画の数値目標は、平成18年の自殺死亡率27.5の20%以上減少(22.0以下)としたが、平成24年に目標が達成されたため、数値目標を30%以上減少(19.2以下)と見直し、平成28年に自殺死亡率18.9となり、数値目標を達成することができた。

平成28年に自殺対策基本法が改正、平成29年に自殺対策の指針である自殺総合対策大綱が策定されたことを受け、平成31年3月に「第2次自殺総合対策行動計画」を策定し、数値目標を、平成38年(2026年)までに平成27年の自殺死亡率20.7の30%以上減少(14.5以下)にすることとした。

## c 県の取り組み

県では、沖縄県自殺対策連絡協議会、自殺対策県機関連絡会議、保健所圏域毎の自殺対策関係機関連絡会議等を開催し、関係機関との連携のもと、自殺対策を総合的、横断的に取り組んでいる。

自殺対策強化事業として、県が直接または市町村及び民間団体へ補助金を交付し、地域の実情を踏まえ、相談、人材養成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的な事業のほか、若年者や自殺未遂者の支援に関する事業等に取り組んでいる。

また、自殺予防事業では、精神疾患等の早期発見・早期治療による自殺対策の推進を図ることを目的に、かかりつけ医や産業保健に携わる者等に対し、うつ病やアルコール依存症等について理解を深めるほか、精神科治療の必要性の判断、専門医との連携方法等についての研修会を実施している。

## 6 疾病予防対策

### (1) ハンセン病対策

#### ア ハンセン病の現状

ハンセン病は、平成8年4月1日施行の「らい予防法の廃止に関する法律」により一般疾病の扱いとなったが、これまでの経緯や現況を考慮し、同法により入所者の治療、福祉の施策及び家族援護等は継続して行うことになった。

平成13年5月の国家賠償訴訟において国側が敗訴したことなどで、ハンセン病に関する正しい知識の啓発を行い、偏見や差別を解消していくことが行政の役割として強く求められている。

本県では、県外療養者との交流事業や里帰り事業、偏見や差別を解消するための普及啓発活動等を継続的に行い、また、退所者の県営住宅への入居を優先的に行うなど、ハンセン病回復者の福祉の増進等を図っている。

平成20年6月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立（平成21年4月1日施行）し、国と協力しハンセン病回復者等の福祉の増進等を図ることが地方公共団体の責務として明記されたことから、これまでの活動に加え今後は、各療養所の将来構想を実現するため、国や関係市町村等と連携しながら、回復者等が安心して暮らせる社会の形成に向けた取り組みが重要な課題となっている。

本県におけるハンセン病回復者等の数は本土復帰時の昭和47年に1,940人で、そのうち療養所入所者が888人、在宅患者が1,052人であった。

令和2年1月末日現在、沖縄愛楽園入所者127人、宮古南静園入所者54人、県外7か所の療養所に入所中の本県出身者は28人、令和元年3月31日現在、在宅患者が6人となっている。

#### イ 在宅治療

在宅治療は、昭和36年（1961年）8月、琉球政府立法第199号で公布されたハンセン氏病予防法第8条（行政主席は、ハンセン氏病を伝染させるおそれがない患者に対し、予防上必要があると認めるときは、在宅のまま必要な措置を講ずることができる。）を根拠として、昭和37年（1962年）5月から（財）沖縄らい予防協会〔現（公財）沖縄県ゆうな協会〕が琉球政府から委託を受けて実施してきた。昭和47年（1972年）5月15日の本土復帰に伴い「らい予防法」が適用されたが、本制度は沖縄振興特別措置法に基づき存続し、引き続き（公財）沖縄県ゆうな協会が厚生労働省から委託を受けて実施している。

従来、在宅患者の治療は、（公財）沖縄県ゆうな協会的那覇診療所（那覇市古波蔵）、沖縄愛楽園、宮古南静園及び琉大附属病院において行われていたが、「らい予防法」廃止に伴って一般の疾病と同様な取り扱いとなり、一般医療機関においても治療できることとなった。

#### ウ 家族援護の状況

国からの委託事務として、入所者が安心して療養生活が送れるよう、入所者の家族で生活困難な者に対して生活援護を行っている。令和元年10月末現在で援護世帯数5世帯、援護人員5人で、1世帯当たりの平均援護月額額は約6万8千円となっている。



エ 普及啓発活動等

- (ア) 令和元年度「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）関連「パネル展・療養所入所者の作品展」の実施

- 1 期 間：令和元年6月12日(水)～7月1日(月)
- 2 主 催：沖縄県・(公財)沖縄県ゆうな協会
- 3 実施方法：沖縄県立図書館においてパネル展及び療養所入所者作品展を開催。  
県広報媒体（ラジオや県ホームページ等）により広報を行う。

- (イ) 啓発資料等作成・配布

普及啓発パンフレットを作成し市町村等関係機関へ配布

オ 県外療養者対策

- (ア) 県外療養者里帰り事業

- 1 目 的：県外のハンセン病療養所で療養中の本県出身者を対象に、故郷沖縄の歴史や文化にふれてもらうことを目的として里帰りを実施することにより、療養者の福祉の増進を図っている。※昭和55年から始まった事業で、令和元年度で40回目、延べ345人の参加となっている。
- 2 実施日程：令和元年5月17日（金）～21日（火）星塚敬愛園入所者  
令和元年11月12日（火）～15日（金）長島愛生園入所者
- 3 内 容：親戚訪問等
- 4 参加人数：県外2か所の療養所から5人参加（その他随行員5名）。
- 5 県 負 担：各療養所から本県までの航空賃含む交通費、県内での宿泊費等。

- (イ) 県外療養所訪問

- 1 目的：県出身者が入所する県外療養所を訪問し、沖縄県の様子や入所者の近況報告などによる交流や、里帰り事業に関する要望の聞き取りなどを行う。
- 2 実績

表4-51 県外療養所訪問実績

	訪問期日	療養所名	訪問期日	療養所名
平成23年度	12月19日	星塚敬愛園	2月2日	多摩全生園
平成24年度	11月21日	星塚敬愛園	12月20日	駿河療養所
平成25年度	11月20日	星塚敬愛園	12月18日	邑久光明園
平成26年度	11月20日	星塚敬愛園	12月8日	菊池恵楓園
平成27年度	11月16日	星塚敬愛園	12月7日	多摩全生園
平成28年度	11月17日	星塚敬愛園	12月15日	駿河療養所
平成29年度	11月16日	星塚敬愛園	12月14日	菊池恵楓園
平成30年度	11月1日	星塚敬愛園	12月20日	多摩全生園
令和元年度	9月12日	邑久光明園	9月12日	長島愛生園

(ウ) 見舞金及び見舞品の支給

県外療養所入所者に対して、1人当たり3,000円の見舞金を支給している。また、訪問する療養所へは1療養所あたり5,000円程度の郷土の菓子、7,500円程度の品物を見舞品として支給している。

(エ) 郷土新聞及び県広報誌等の送付

現在、要望のある県外4療養所へ郷土新聞等を送付している。

カ ハンセン病証言集編集事業（平成17年度12,000千円・18年度10,000千円）

沖縄愛楽園と宮古南静園の両自治会が実施した「証言集編集事業」に対する補助事業。

両自治会では、回復者等の名誉回復を目的として、ハンセン病の歴史的な資料を収集し、入所者等から偏見や差別の被害の実態について聞き取り調査を行い、その記録を歴史的に検証する観点に立った証言集を作製した。平成17年度に「沖縄県ハンセン病証言集資料編」、平成18年度に「沖縄県ハンセン病証言集沖縄愛楽園編」、「同宮古南静園編」がそれぞれ刊行された。

(2) 原子爆弾被爆者対策

本県には平成31年3月末現在、135人の原子爆弾被爆者（以下「被爆者」という。）及び3人の健康診断受診者証所持者が居住しており、県はこれらの被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断の実施、医療の給付並びに諸手当の支給を行うことにより被爆者の健康管理を図るとともに福祉の向上に努めている。

ア 被爆者健康手帳等交付状況

表4-52 被爆者健康手帳等交付状況

単位：人

法区分	事項	前年度末 現在	増		減			30年度末 現在	
			新規交付		転入	異動	転出		死亡
			新	異動					
健被 爆 手 帳 者	法1条1号	93	1	0	0	0	1	8	84
	法1条2号	43	0	0	0	0	0	4	39
	法1条3号	3	0	0	0	0	1	0	2
	法1条4号	7	0	0	0	0	0	0	7
	計	146	0	0	0	0	2	12	132
健康診断受診者証		3	0	0	0	0	0	0	3
合計		149	0	0	0	0	2	12	135

\* 135人のうち認定患者は2人

イ 被爆地別・性別被爆者状況

被爆地別被爆者数は長崎 77人、広島 55人であり、性別では男性 72人、女性 60人の合計 132人である。

ウ 健康診断実施状況

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第7条及び同法施行規則第9条の規定により、年2回の定期健康診断及び希望による健康診断を実施している。また、受診を促進する

ために交通費の支給を行っている。平成30年度の交通費支給件数は16件で、支給金額は27,260円である。

表 4-53 定期健康診断受診状況

年 度	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望
被爆者数	190	180	179	174	168	167	152	149	156	159	156	149	135	127	122
実施時期	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望
一般検査(人)	54	35	13	39	37	15	35	25	23	31	24	11	25	19	7
精密検査(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
一般検査受診率(%)	28	19	7	22	22	9	23	17	15	19	15	7	19	15	6

エ 手当等の支給状況

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当・介護手当及び葬祭料を支給している。

表 4-54 手当等支給状況

事項		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療特別手当	受給者数		3	4	2	2	2
	延支給件数		36	46	38	24	29
	支給金額		4,864,680	6,795,730	5,299,480	3,343,920	4,060,000
特別手当	受給者数		4	2	3	3	3
	延支給件数		38	26	33	36	36
	支給金額		1,896,200	1,328,600	1,699,500	1,852,200	1,861,200
健康管理手当	受給者数		140	131	126	116	101
	延支給件数		1,720	1,624	1,529	1,443	1,284
	支給金額		57,155,600	55,233,520	52,444,700	49,451,610	44,208,120
保健手当	受給者数		6	6	6	6	6
	延支給件数		72	72	72	72	72
	支給金額		1,200,240	1,229,040	1,238,400	1,236,960	1,243,440
介護手当	受給者数		2	3	4	4	4
	延支給件数		37	27	44	48	60
	支給金額		785,070	586,440	963,600	1,049,760	1,317,400
葬祭料	受給者数		13	14	8	13	12
	支給金額		2,678,000	2,884,000	1,648,000	2,678,000	2,472,000

オ 被爆者医療機関の指定状況

被爆者の医療を担当する医療機関には、厚生労働大臣の指定する指定医療機関と県知事の指定する一般指定医療機関がある。現在県では、指定医療機関8か所、一般指定医療機関1,217か所が指定されている。

(3) 熱中症対策

熱中症の発生状況を把握し、注意喚起することを目的として、6月から9月までの4ヶ月間、県内23の定点医療機関の協力の下、週毎に発生状況の報告を受け、県HP上に速報値として公表している。

沖縄気象台及び独立行政法人国立環境研究所と連携し、データの分析等を行い、沖縄労働局、観光業界やマスコミ等に情報提供するなど、予防に役立っている。

表4-55 年度別発生状況

単位：人

事項	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
男		612	926	927	579	566
女		168	186	221	193	153
居住地・県内		751	751	1095	725	670
居住地・県外		28	26	52	47	49
居住地・国外		1	3	1	0	0
年齢0～9		16	32	31	27	13
10～19		172	164	211	191	141
20～29		101	149	149	93	108
30～39		105	186	180	96	102
40～49		97	174	166	97	114
50～59		119	136	125	93	73
60～69		79	139	138	87	79
70～		90	130	148	88	88
不明		1	2	0	0	1
計		780	1,112	1,148	772	719
うち死亡者数		0	0	1	0	1

定点医療機関数：23機関 調査機関：6月1日～9月30日

表4-56 直射日光暴露時間調べ

単位：人

事項	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
2時間以内		108	154	186	124	124
2～4時間		168	277	246	191	206
4時間以上		369	498	501	327	255
暴露時間無し		124	179	208	119	123
不明(なし)		11	4	7	11	11
計		780	1,112	1,148	772	719

表4-57 発生場所・発生要因

単位：人

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
項 目							
発生場所	1 農地	63	111	98	64	59	
	2 海浜	28	37	51	33	26	
	3 運動場	129	129	154	139	111	
	4 路上	57	99	84	50	52	
	5 ゴルフ場	4	18	11	7	13	
	6 屋外	366	492	500	331	312	
	内訳	1)建設・工事現場	264	334	355	202	214
		2)屋外（その他）	102	158	145	129	98
	7 屋内	133	225	250	148	146	
	内訳	1)体育館等運動施設	42	55	64	51	35
		2)自宅	54	89	91	42	60
		3)屋内（その他）	37	81	95	55	51
	8 不明		1	0	0	0	
	計		780	1,112	1,148	772	719
発生要因	1 農作業（就労問わず）	70	109	99	67	62	
	2 漁業（就労問わず）	0	5	4	4	3	
	3 水泳・甲羅干し	17	13	29	16	10	
	4 運動（屋外）	137	152	176	166	132	
	5 ゴルフ	5	22	13	7	14	
	6 屋外作業	425	602	591	378	365	
	内訳	1)作業中（就労中）	326	434	425	266	260
		2)作業（就労外）	40	84	78	56	59
		3)その他（屋外）	59	84	88	56	46
	7 屋内作業	125	209	235	133	128	
	内訳	1)運動（屋内）	38	57	59	45	35
		2)就労中	33	78	85	47	44
		3)その他（屋内）	54	74	91	41	49
	8 不明	1	0	1	1	5	
計		780	1,112	1,148	772	719	

## 7 難病対策

### (1) 難病特別対策推進事業

#### ① 難病患者地域支援対策推進事業

##### ア 難病医療相談事業

難病医療相談事業は、難病患者及びその家族に対する療養上の不安の解消を図るために、各保健所が、難病の専門医師・保健師・介護支援専門員等による相談班を編成して実施している相談事業である。

本県では、平成7年7月から特定疾患治療研究事業の申請窓口を保健所へ移管したことに伴い、申請時に患者及び家族からの相談を受けて患者のより安定した療養生活の支援に努めている。また、各保健所は患者・家族等の交流及び情報交換等の場として活用している。

表4-58 年度別難病医療相談事業実施状況

年度	医療相談 実施回数	医療相談 指導延人員	医療相談班従事延人員				
			医師	看護師	保健師	その他	計
平成26年度	4	43	4	0	16	5	25
平成27年度	5	45	3	0	22	8	33
平成28年度	6	70	5	0	24	4	33
平成29年度	4	101	5	6	22	12	45
平成30年度	4	47	3	0	21	5	29

※相談班従事人員の「その他」は、介護支援専門員、ケースワーカー、視能訓練士、音楽療法士等が含まれる。

##### イ 難病訪問相談事業

在宅の難病患者及び家族の精神的な負担を軽減するために、在宅療養に必要な生活指導を行うとともに、必要に応じて関係者と協力・連携しながら療養支援を行う。

特に、重症難病患者については退院に向けて、訪問看護ステーション等の関係者と協議・検討することにより、退院後の在宅療養が行えるよう訪問支援体制の推進に努めている。

表4-59 年度別難病訪問相談事業実施状況

年度	訪問相談 実施回数	訪問相談 対象延人員	訪問相談従事延人員					
			看護師	保健師	P T	医師	その他	計
平成26年度	335	476	4	481	0	1	31	517
平成27年度	387	482	6	488	3	0	44	541
平成28年度	440	508	1	596	2	0	2	601
平成29年度	485	585	0	584	0	0	1	585
平成30年度	597	597	3	598	5	1	4	611

※P T：理学療法士の略

ウ 難病訪問指導（診療）事業

寝たきり等により受療が困難な在宅の難病患者を対象に、専門医・主治医・保健師・看護師・理学療法士等による診療班が訪問し、在宅療養に必要な医学的指導、リハビリや介護、療養生活上の指導や相談等について平成12年度より実施している。

表4-60 年度別難病訪問指導（診療）事業 実施状況

年度	事項 訪問診療 班数	訪問診療 実施回数	訪問診療 対象者数	訪問診療従事延人員					計
				専門医	主治医	看護師	保健師	その他	
平成26年度	5	5	5	0	0	0	6	5	11
平成27年度	6	8	10	0	0	0	11	11	22
平成28年度	6	6	6	0	0	1	9	6	16
平成29年度	11	12	12	1	0	4	17	11	39
平成30年度	9	10	10	0	0	1	13	14	28

② 難病相談・支援センター事業

平成17年度から難病患者団体認定NPO法人アンビシャスへ事業委託を開始し、相談支援員を配置して難病患者・家族等の悩みや不安等への相談、また患者会等の育成、就労に向けての支援を行っている。

表4-61 難病相談・支援センター相談・支援状況

	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	患者	家族	その他	計	患者	家族	その他	計	患者	家族	その他	計
電話相談	314	73	259	646	315	104	433	852	276	93	483	852
面接相談	34	6	15	55	41	45	54	77	88	15	38	141
その他	42	15	77	134	43	7	155	205	88	48	279	339
計	390	94	351	835	426	141	633	1,200	452	156	800	1,408

※その他はメール、FAX等

③ 難病医療提供体制整備事業

入院治療が必要となった重症難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関との連携による難病医療体制の整備を図ることを目的として、重症難病患者入院施設確保事業（平成27年要綱改正により難病医療提供体制整備事業に変更）として平成23年度より事業を開始し、難病医療連絡協議会の設置、平成24年度に難病医療専門員（平成28年要綱改正により難病医療コーディネーターに変更）を配置し、在宅重症難病患者一時入院事業を実施している。

表4-62 年度別在宅重症難病患者一時入院事業 実施状況

年度	事項 難病医療コーディネーター 相談件数	在宅重症難病患者一時入院事業			
		利用者実人数	延べ回数	延べ日数	実受入医療機関数
平成28年度	104	8名	17回	174日	6ヶ所
平成29年度	80	5名	10回	104日	5ヶ所
平成30年度	93	7名	26回	154日	3ヶ所



(2) 難病医療費等対策事業（特定疾患治療研究事業）

昭和47年の「難病対策要綱」の策定により開始された特定疾患治療研究事業は、原因が不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれの少なくない疾病（いわゆる難病）のうち、難治度が高く重症度及び予後の不良性の高いもので、診断技術が一応確立しており、それが全国的にも普及している疾患を対象に、治療方法の確立と普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的として、医療費の公費負担を実施している。この事業においては他法を優先し、医療費（健康保険の診療報酬の例によって算定された額）のうち、被保険者が負担すべき額から所得に応じた自己負担限度額を控除した額を公費で負担する制度となっている。平成27年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度が開始され、現在333の疾患が医療費助成の対象となっている。平成30年度末時点で10,318名が医療費助成の対象となっている。

(3) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の医療負担の軽減及び精神的、身体的不安を解消するため、国は、平成元年7月に「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」を定めた。本県も通知に基づき本事業を実施している。平成30年度末の先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付数は57件である。

表4-63 指定難病医療受給者証交付件数の年次推移

疾患名	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1 球脊髄性筋萎縮症	1	2	2	2	4
2 筋萎縮性側索硬化症	107	100	113	111	101
3 脊髄性筋萎縮症	23	52	51	49	51
4 原発性側索硬化症	-	-	1	2	2
5 進行性核上性麻痺	-	169	179	190	191
6 パーキンソン病	1,396	1,210	1,275	1,318	1,335
7 大脳皮質基底核変性症	-	88	88	88	77
8 ハンチントン病	12	13	13	12	15
9 神経有棘赤血球症	-	-	-	-	-
10 シェルコー・マリー・トゥース病	3	7	7	8	10
11 重症筋無力症	246	271	273	295	296
12 先天性筋無力症候群	-	-	-	-	-
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	87	98	101	107	117
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	37	44	47	44	42
15 封入体筋炎	1	5	5	4	4
16 クロウ・深瀬症候群	-	1	1	1	2
17 多系統萎縮症	98	104	104	96	99
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	134	137	144	145	141
19 ライソゾーム病	18	19	19	21	22
20 副腎白質ジストロフィー	6	6	7	7	7
21 ミトコンドリア病	24	28	28	23	25
22 もやもや病	108	126	136	105	99
23 プリオン病	9	14	12	7	6
24 亜急性硬化性全脳炎	11	11	12	12	12
25 進行性多発性白質脳症	-	-	-	-	-
26 HTLV-1関連脊髄症	17	55	58	63	64
27 特発性基底核石灰化症	-	-	-	-	-
28 全身性アミロイドーシス	17	19	21	21	22
29 ウルリッヒ病	-	1	1	1	1
30 遠位型ミオパチー	1	4	5	4	3
31 ベスレムミオパチー	-	-	-	-	-
32 自己食食空胞性ミオパチー	-	1	1	-	-
33 シュワルツ・ヤンベル症候群	1	1	1	1	1
34 神経親維腫症	24	27	33	33	30
35 天疱瘡	76	75	76	46	41
36 表皮水疱症	1	1	-	2	1
37 膿疱性乾癬(汎発型)	30	29	29	27	26
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	2	5	2	1
39 中毒性表皮壊死症	-	-	-	-	-
40 高安動脈炎	81	76	77	56	53
41 巨細胞性動脈炎	-	2	3	5	8
42 結節性多発動脈炎	31	33	31	24	18
43 顕微鏡的多発血管炎	79	95	100	92	83
44 多発血管炎性肉芽腫症	24	24	25	18	20
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	11	23	25	42
46 悪性関節リウマチ	53	55	57	59	52
47 パージャール病	66	60	55	22	13
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	-	3	4	7	7
49 全身性エリテマトーデス	1,078	1,125	1,171	1,127	1,154
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	432	228	234	250	257
51 全身性強皮症	-	226	233	217	213
52 混合性結合組織病	151	149	152	124	119
53 シェーグレン症候群	9	85	126	162	199
54 成人スチル病	8	27	28	33	36
55 再発性多発軟骨炎	4	6	7	9	9
56 ベーチェット病	111	117	111	90	84
57 特発性拡張型心筋症	385	397	399	283	244
58 肥大型心筋症	12	20	19	20	19
59 拘束型心筋症	-	-	-	1	1
60 再生不良性貧血	78	87	96	80	69
61 自己免疫性溶血性貧血	1	6	10	9	4
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	4	4	8	8
63 特発性血小板減少性紫斑病	167	188	185	150	148
64 血栓性血小板減少性紫斑病	-	-	3	4	6
65 原発性免疫不全症候群	18	22	26	26	28
66 IgA 腎症	11	120	158	196	202
67 多発性嚢胞腎	3	31	43	63	79
68 黄色靭帯骨化症	62	70	84	92	95
69 後縦靭帯骨化症	326	357	378	364	377
70 広節椎管狭窄症	83	84	87	66	66
71 特発性大腿骨頭壊死症	126	150	145	172	174
72 下垂体性ADH分泌異常症	131	20	21	18	29
73 下垂体性TSH分泌亢進症	-	-	-	1	1
74 下垂体性PRL分泌亢進症	-	12	12	10	20
75 クッシング病	5	7	9	9	6
76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	2	2	1	-
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	-	28	29	29	31

78	下垂体前葉機能低下症	-	93	110	129	148
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	2	2	4	4	4
80	甲状腺ホルモン不応症	-	-	-	-	-
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	-	2	3	3	4
82	先天性副腎低形成症	-	-	-	-	-
83	アジソン病	-	3	3	5	5
84	サルコイドーシス	139	142	151	127	130
85	特発性間質性肺炎	75	96	110	118	109
86	肺動脈性肺高血圧症	42	50	61	72	68
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	-	-	-	-	-
88	慢性血栓性肺高血圧症	14	16	18	22	23
89	リンパ脈管腫症	5	7	6	5	6
90	網膜色素変性症	455	478	493	481	463
91	バッド・キアリ症候群	8	9	7	5	6
92	特発性門脈圧亢進症	1	2	4	5	5
93	原発性胆汁性肝硬変	369	389	424	377	377
94	原発性硬化性胆管炎	1	6	8	10	11
95	自己免疫性肝炎	12	40	41	34	47
96	クローン病	400	429	445	448	466
97	潰瘍性大腸炎	1,154	1,185	1,221	1,047	1,001
98	好酸球性消化管疾患	-	11	10	11	14
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-	1	3	2	1
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞僅少症	-	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-	-	1	1	1
103	CFC症候群	-	-	-	-	-
104	コステロ症候群	-	-	-	-	-
105	チャージ症候群	-	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	-	-	-	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	-	-	-	-	-
108	TNF受容体関連周期性症候群	-	-	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	-	-	-	-	1
110	フラウ症候群	-	-	-	-	-
111	先天性ミオパチー	-	-	1	2	3
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	-	36	56	77	86
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-	-	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	-	5	5	4	6
116	アトピー性脊髄炎	-	-	-	-	1
117	脊髄空洞症	-	2	2	5	6
118	脊髄髄膜瘤	-	-	-	1	1
119	アイザックス症候群	-	-	1	1	1
120	遺伝性ジストニア	-	-	1	1	3
121	神経フェリチン症	-	-	-	-	-
122	脳表へモジリン沈着症	-	-	-	1	1
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	-	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	-	2	4	3
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	-	1	1	1
126	ベリー症候群	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	-	4	6	10	16
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	-	-	1	1	1
129	癩癩重積型（二相性）急性脳症	-	2	2	3	2
130	先天性無痛無汗症	-	-	-	-	-
131	アレキサンダー病	-	1	1	2	2
132	先天性核上性球麻痺	-	-	-	-	-
133	メビウス症候群	-	-	1	1	1
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	-	-	1	1	1
135	アイカルディ症候群	-	-	-	-	1
136	片側巨脳症	-	-	-	-	1
137	限局性皮質異形成	-	-	1	1	-
138	神経細胞移動異常症	-	-	-	1	-
139	先天性大脳白質形成不全症	-	-	-	-	-
140	ドラベ症候群	-	-	-	-	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-	-	1	1	1
142	ミオクロニー欠伸てんかん	-	-	-	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-	-	-	-	-
144	レノックス・ガスター症候群	-	-	2	4	4
145	ウエスト症候群	-	-	-	-	-
146	大田原症候群	-	1	1	1	1
147	早期ミオクロニー脳症	-	-	-	-	-
148	游走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-	-	-	1	1
149	片側癱瘓・片麻痺・てんかん症候群	-	-	-	-	-
150	環状20番染色体症候群	-	-	-	-	-
151	ラスムッセン脳炎	-	-	-	-	1
152	PCDH19関連症候群	-	-	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	-	-	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性徐波を示すてんかん性脳症	-	-	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	-	-	-	-
156	レット症候群	-	-	1	1	1

157	スタージ・ウェーバー症候群	-	1	3	4	3
158	結節性硬化症	-	-	3	5	7
159	色素性乾皮症	-	4	5	3	4
160	先天性魚鱗癬	-	-	-	1	2
161	家族性良性慢性天疱瘡	-	-	1	1	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	-	18	38	40	36
163	特発性後天性全身性無汗症	-	2	2	1	5
164	眼皮膚白皮症	-	-	1	1	1
165	肥厚性皮膚骨膜炎	-	-	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	-	1	4	7	9
168	エーラス・ダンロス症候群	-	1	1	1	1
169	メンケス病	-	-	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	-	-	-	-	-
171	ウィルソン病	-	3	8	10	9
172	低ホスファターゼ症	-	-	-	-	1
173	VATER症候群	-	-	-	-	-
174	那須・ハコラ病	-	-	-	-	-
175	ウィーバー症候群	-	-	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	-	-	-	-	-
177	有馬症候群	-	-	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	-	-	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	-	-	-	1	1
180	ATR-X症候群	-	-	-	-	-
181	クルーゾン症候群	-	-	-	-	-
182	アペール症候群	-	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	-	-	-	-	-
184	アントレー・ピクスラー症候群	-	-	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	-	-	-	-	-
186	ロスマンド・トムソン症候群	-	-	-	-	-
187	歌舞伎症候群	-	-	-	1	-
188	多脾症候群	-	1	2	3	4
189	無脾症候群	-	-	1	3	5
190	鯉耳腎症候群	-	-	-	1	1
191	ウェルナー症候群	-	-	-	-	-
192	コケイン症候群	-	-	-	-	-
193	フラダー・ウィリ症候群	-	1	2	4	4
194	ソトス症候群	-	-	-	1	1
195	ヌーナン症候群	-	-	-	1	1
196	ヤング・シンブソン症候群	-	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	-	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	-	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	-	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	-	-	1	1	1
202	スマス・マガニス症候群	-	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	-	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	-	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	-	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	-	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	-	1	1	1	1
208	修正大血管転位症	-	3	5	5	5
209	完全大血管転位症	-	1	3	7	7
210	単心室症	-	5	9	9	10
211	左心低形成症候群	-	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	-	-	1	2	2
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-	1	5	5	5
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-	-	1	2	3
215	ファロー四徴症	-	7	14	21	25
216	両大血管右室起始症	-	2	2	3	2
217	エプスタイン病	-	2	2	2	2
218	アルホート症候群	-	2	3	3	3
219	ギャロウェイ・モワト症候群	-	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	-	-	2	2	2
221	抗糸球体基底膜腎炎	-	3	5	5	7
222	一次性ネフローゼ症候群	-	35	60	90	101
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-	1	1	2	3
224	紫斑病性腎炎	-	-	1	2	7
225	先天性腎性尿崩症	-	-	1	1	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	-	-	5	9	10
227	オスラー病	-	-	3	3	3
228	閉塞性細気管支炎	-	-	-	1	1
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	-	3	2	3	3
230	肺動脈低換気症候群	-	-	-	-	1
231	α <sub>1</sub> -アンチトリプシン欠乏症	-	-	1	1	-
232	カーニー複合	-	-	-	1	1
233	ウォルフラム症候群	-	-	-	-	-
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	-	-	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	-	-	2	4	5

236	偽性副甲状腺機能低下症	-	3	4	7	7
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-	-	-	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	-	-	-	1	2
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	-	-	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	-	2	2	2	2
241	高チロシン血症1型	-	-	-	-	-
242	高チロシン血症2型	-	-	-	-	-
243	高チロシン血症3型	-	-	-	-	-
244	メープルシロップ尿症	-	-	-	-	-
245	プロピオン酸血症	-	-	1	1	1
246	メチルマロン酸血症	-	-	-	-	-
247	イソ吉草酸血症	-	-	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	-	-	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	-	-	-	-	-
250	グルタル酸血症2型	-	-	-	-	-
251	尿素サイクル異常症	-	-	-	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	-	-	-	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	-	-	-	-	-
254	ボルフィリン症	-	-	-	1	1
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-	-	-	-	-
256	筋型糖尿病	-	-	-	-	-
257	肝型糖尿病	-	-	-	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-	-	-	-	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-	-	-	-	1
260	シトステロール血症	-	-	-	-	-
261	タンジール病	-	-	-	-	-
262	原発性高カイロミクロン血症	-	-	-	-	-
263	脳髄黄色腫症	-	2	6	6	7
264	無βリポタンパク血症	-	-	-	-	-
265	脂肪萎縮症	-	-	-	-	-
266	家族性地中海熱	-	-	3	5	5
267	高IgD症候群	-	-	-	-	-
268	中條・西村症候群	-	-	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	-	-	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	-	-	-	-
271	強直性脊椎炎	-	11	14	16	30
272	進行性骨化性線維異形成症	-	-	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	-	-	-	-	1
274	骨形成不全症	-	-	1	1	2
275	タナトフォリック骨異形成症	-	-	-	-	-
276	軟骨無形成症	-	-	-	-	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	-	-	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	-	-	-	-	-
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	-	-	-	-	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	-	-	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	-	1	1	1	2
282	先天性赤血球形成異常性貧血	-	-	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	-	6	11	16	19
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-	-	-	-	-
285	ファンコニ貧血	-	-	-	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	-	-	-	-	-
287	エプスタイン症候群	-	-	-	-	-
288	自己免疫性出血病XIII	-	-	-	4	2
289	クロンカイト・カナダ症候群	-	1	2	2	2
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-	1	1	1	2
291	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	-	-	-	-	-
292	総排泄腔外反症	-	-	-	-	-
293	総排泄腔遺残	-	-	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	-	-	-	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	-	-	-	-	-
296	胆道閉鎖症	-	2	2	1	3
297	アラジール症候群	-	1	2	2	2
298	遺伝性膝炎	-	1	2	1	1
299	嚢胞性線維症	-	-	-	-	1
300	IgG4関連疾患	-	1	2	4	5
301	黄斑ジストロフィー	-	-	-	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	-	-	-	-	-
303	アッシュヤー症候群	-	-	-	-	1
304	若年発症型両側性感音聾	-	-	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	-	-	1	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	-	23	35	37	42
307	カナパン病	-	-	-	-	-
308	進行性白質脳症	-	-	-	-	-
309	進行性ミオクローヌステんかん	-	-	-	-	-
310	先天異常症候群	-	-	-	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	-	-	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	-	-	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	-	-	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	-	-	-	-	-

315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	-	-	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	-	-	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	-	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	-	-	-	-	-
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	-	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	-	-	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	-	-	-	-	-
322	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症	-	-	-	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-	-	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	-	-	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	-	-	-	-	-
326	大理石骨病	-	-	-	-	-
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	-	-	-	-	-
328	前眼部形成異常	-	-	-	1	1
329	無虹彩症	-	-	-	-	1
330	先天性気管狭窄症	-	-	-	-	-
331	特発性多中心性キャスルマン病	-	-	-	-	10
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	-	-	-	-	-
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-	-	-	-	-
	合計	8,703	9,812	10,496	10,184	10,318

## 8 臓器移植等推進事業

### (1) 臓器移植推進事業

平成9年に「臓器の移植に関する法律」が施行され、脳死後の身体からの臓器移植が可能となり、移植対象となる臓器として従来の腎臓・眼球（角膜）に、心臓、肺、肝臓、膵臓及び小腸が追加された。

平成22年7月に臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律が施行され、親族への優先提供、臓器の摘出要件等の改正、啓発の浸透もしくは拡大などにより今後、臓器移植件数は増加することが期待されている。令和2年2月現在、全国の脳死下での臓器移植件数は677例となっており、法施行後における脳死下での提供は590例となっている。

本県では、平成27年3月に県内初の脳死後の臓器提供が行われた。また、心停止下の腎臓移植が琉球大学医学部附属病院及び沖縄県立中部病院で行われており、平成21年より八重瀬会同仁病院が、平成23年より豊見城中央病院が、腎臓移植施設として認定されている。

表4-64 臓器移植待機患者数（令和2年1月31日現在）

（人数）

	腎臓	心臓	肺	肝臓	膵臓	小腸	角膜
全国	12,598	798	385	334	203	4	1,631
沖縄	221	心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸に関しては非公開					45

※角膜についてはR1.7.31現在

※データ提供：（公社）日本臓器移植ネットワーク、（公財）沖縄県アイバンク協会

臓器移植推進対策として、毎年10月の「臓器移植普及推進月間」に、街頭キャンペーンや臓器移植普及推進シンポジウムを開催し、臓器移植に対する理解と協力を呼びかけている。

移植発生時業務をはじめ移植医療の円滑な推進を図ることを目的に設置している沖縄県臓器移植連絡調整者（コーディネーター）を中心に、医療機関への定期的な巡回訪問を行い、県内18医療機関に設置している院内コーディネーター（令和元年度は67名）担当学会を年数回開催するなど、医療機関内での移植医療に対する普及啓発も強化している。

### (2) 骨髄バンク推進事業

県では10月の「骨髄バンク推進月間」に街頭キャンペーンや医療講演会を実施し、骨髄バンクへの理解と協力を求めている。

白血球等の難治性血液疾患の治療のために骨髄移植を待っている患者は、令和元年11月末現在、全国で1,960人、沖縄県で16人となっている。骨髄移植を行うには、患者と骨髄提供者の白血球の型が一致する必要があるが、この型が一致するのは非血縁者では数百人から数万人に一人とまれである。このため骨髄移植の推進を目的に、骨髄バンク事業が実施されている。県では、赤十字血液センターの協力を得て、沖縄県骨髄バンクを支援する会が中心となり、献血と並行して骨髄提供希望者登録（以下、「登録会」と呼ぶ）を行い、人口比で全国一の登録者数となっている。

表4-65 骨髄提供希望者数・移植希望者数(令和元年11月末現在)

(人数)

	提供希望者登録者数	移植希望者数
全 国	528,161	1,304
沖 縄	24,937	16

※データ提供：(公財)日本骨髄バンク

表4-66 骨髄移植実施数(令和元年11月末現在)

(人数)

	患者居住地	移植数	提供者居住地	採取数
全国	23,868	23,868	23,880	23,880
沖縄	189	111	420	213

(移植数と採取数に差があるのは、採取されたものの移植に至らなかった例が含まれるため。)

※データ提供：(公財)日本骨髄バンク